

(参考) 修了証の交付を受けるにあたっての研修受講について

修了証交付申請書を提出されるにあたっては、ご自身の研修の受講状況が、以下に該当するかご確認ください。(※以下内容は、これまで県が発出した通知等の内容と同じものです。)

- 1 H31年度以降に実施される研修のみによって、15時間の受講が完了する場合
⇒ **同一の団体(主催者)が実施する研修を受講する必要**

<イメージ>

H31.3.31 ←→ H31.4.1

県研修 5時間	県研修 5時間	県研修 5時間
------------	------------	------------

※以下2、3は経過措置による取扱い

- 2 H30年度末までに実施された研修のみによって、15時間の受講が完了する場合
⇒ **団体(主催者)の別に関わらず、組合せが可能**

<イメージ>

H31.3.31 ←→ H31.4.1

県研修 5時間	保育3団体(保育部会or日保協or認こ協)研修 5時間	市町・養成校研修 5時間
------------	--------------------------------	-----------------

- 3 H30年度末までに実施された研修と、H31年度以降に実施される研修によって、15時間の受講が完了する場合

(1) H30年度末までに、県または保育3団体の研修を受講している場合

- ⇒ **県または保育3団体いずれの組合せも可(既に受講済みの研修と同一の主催者である必要なし)**
・市町または養成校との組合せは不可

<イメージ>

H31.3.31 ←→ H31.4.1

県研修 5時間	保育3団体研修 5時間	県及び保育3団体研修 5時間
------------	----------------	-------------------

(2) H30年度末までに、市町または養成校の研修を受講している場合

- ⇒ **既に受講済みの研修と同一の主催者(同一の市町または同一の養成校に限る)の研修との組合せのみ可能**
・県や保育3団体、別の市町・養成校との組合せは不可

<イメージ>

H31.3.31 ←→ H31.4.1

市町・養成校研修(a養成校) 5時間	市町・養成校研修(a養成校) 10時間
-----------------------	------------------------

(3) H30年度末までに、県研修(または保育3団体研修)と、市町研修(または養成校研修)を受講している場合

- ⇒ **既に受講済みの市町(養成校)研修と同一の主催者(同一の市町(養成校)に限る)の研修との組合せのみ可能**
・県や保育3団体、別の市町・養成校との組合せは不可

<イメージ>

H31.3.31 ←→ H31.4.1

県及び保育3団体研修 5時間	市町・養成校研修(b市) 5時間	市町・養成校研修(b市) 5時間
-------------------	---------------------	---------------------